投資信託説明書(交付目論見書)

Asset Management One

使用開始日 2024年8月16日

DIAM VIPフォーカス・ファンド

愛称:アジアン倶楽部

追加型投信/海外/株式

商品分類			属性区分			
単位型•追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ*
追加型	海外	株式	株式·一般	年1回	アジア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「DIAM VIPフォーカス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年8月15日に関東財務局長に提出しており、2024年8月16日にその効力が生じております。

- ■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論 見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホーム ページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は 請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社 にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨 をご自身で記録しておくようにしてください。

- ■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理 されています。
- ■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2024年5月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆3,097億円 (2024年5月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

VIP(ベトナム、インドネシア、フィリピン。以下、総称して「VIP」といいます。)の3ヵ国に重点を置きながら、その他のASEAN(東南アジア諸国連合)加盟国や中国(含む香港)、インド等のアジア諸国(除く日本)の株式等に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。

VIPとはベトナム(Vietnam)、インドネシア(Indonesia)、フィリピン(Philippines)の3カ国の頭文字をとり委託会社が独自に名付けたものであり、一般的な定義ではありません。

ファンドの特色

- VIP (ベトナム・Vietnam、インドネシア・Indonesia、フィリピン・Philippines)を中心に、アジア諸国(除く日本)の株式等*に投資します。
 - ●VIP3カ国、その他ASEAN加盟国(タイ、シンガポール、マレーシア等)や中国(含む香港)、インド等の株式等*を投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を図ることをめざして積極的な運用を行います。

上記の国のすべてに投資するものではありません。また、上記以外のアジア諸国へ投資する場合もあります。

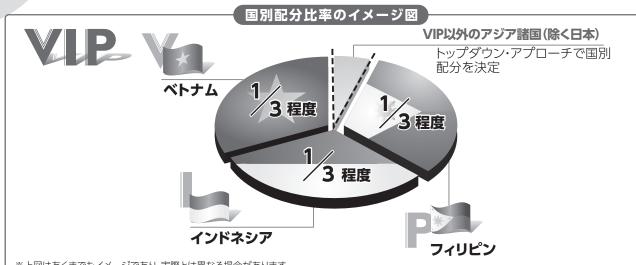
- ※株式等:投資対象国で上場または取引されている株式および当該株式と同等の投資成果を得られると委託会社が判断する有価証券。
- 2 VIPへの投資比率は保有有価証券の時価総額の過半を保つよう努めます。 また、VIP3カ国の投資割合はそれぞれ概ね1/3程度になることをめざします。

ただし、投資環境によっては必ずしも均等とならない場合があります。

- ●VIPの市場流動性(個別銘柄の売買高、外国人投資規制等)や当ファンドの純資産残高、市場混乱等によりVIPへの投資比率が過半を割り込む場合があります。また、設定解約資金・分配資金への対応等から、同様に過半を割り込む場合があります。
- VIP以外のアジア諸国(除く日本)への投資にあたっては、トップダウン・ア
 プローチによって国別資産配分を決定します。
 - ●マクロ経済指標、相場環境分析等に基づき、各国株式市場のバリュエーション、利益成長性、 モメンタム等を総合的に判断し国別配分比率を決定します。



ファンドの目的・特色



- ※上図はあくまでもイメージであり、実際とは異なる場合があります。
- ■VIPとVIP以外のアジア諸国(除く日本)の比率については、当ファンドの純資産総額、投資対象市場の流動性等を勘案して決定いたします。この比率につ いては月次で見直しを行い、時価変動による比率の変化を調整します。

投資対象は、アジア域内の経済成長を享受できる企業とし、利益成長性等 と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行います。

- ●企業の業績などのファンダメンタルズ、株価のバリュエーション等に関する評価・分析により、 投資銘柄を選別します。
- ●特定のベンチマークにとらわれない銘柄選択を実施します。

年1回決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- ●毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額の水準、市況動向等を 勘案し、分配金額を決定します。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約 束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

■主な投資制限

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対 象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、株式等に投資します。株式の価格は一般的に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

個別銘柄選択 リスク

銘柄選択による投資は、株式市場全体の動きと基準価額の値動きが異なる要因となる場合があります。

当ファンドでは、個別銘柄の選択により収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があります。

為 替 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドでは外貨建資産を組入れ、また為替リスクに対して対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

信 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の 下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。



カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドの投資対象国は、先進国に比べ、市場規模が小さく、流動性が低い場合があります。 また、金融商品取引所等、証券決済に関する規定、会計基準等が先進国と異なる場合がある ことから、運用上予期しない制約を受けることがあります。また、投資対象国・地域において、 政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変 更となる場合または新たな規制が設けられた場合等には、運用上の制約を受ける可能性が あり、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

国別配分リスク

投資配分比率が高い国の収益率が悪化した場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドのVIPへの投資比率は過半を超えるものとし、VIP以外のアジア諸国(除く日本)への投資比率についてはトップダウン・アプローチにより国別配分を決定します。

この国別配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い国への配分比率が大きい場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、当ファンドではVIPへの投資比率が過半を超えるため、VIPの政治・経済情勢に変化があった場合にはその影響を大きく受けます。その影響により当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ●有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ●収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこ とで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



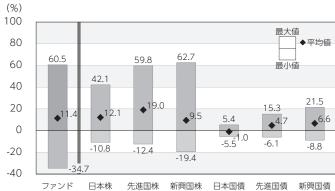
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2019年6月~2024年5月

- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2024年5月31日

基準価額・純資産の推移《2014年5月30日~2024年5月31日》

分配の推移(税引前)



2020年 5月	0円
2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
2024年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2007年4月27日)

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

貨	比率(%)	
株式		97.64
	内 ベトナム	34.58
	内 フィリピン	28.29
	内 インドネシア	24.25
	内 ケイマン諸島	5.21
	内 インド	3.61
	内 シンガポール	1.69
コール・ローン、	2.36	
合計(純資産	100.00	

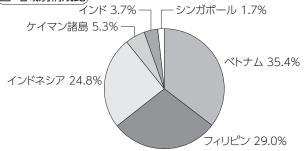
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	FPT CORP	株式	ベトナム	情報技術サービス	9.73
2	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SERVICES INC	株式	フィリピン	運送インフラ	6.69
3	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING CORP	株式	ベトナム	コングロマリット	5.11
4	GEMADEPT CORP	株式	ベトナム	運送インフラ	4.79
5	BDO UNIBANK INC	株式	フィリピン	銀行	4.48
6	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	株式	インドネシア	銀行	4.36
7	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE OF VIETNAM	株式	ベトナム	銀行	4.24
8	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	株式	フィリピン	銀行	3.99
9	MITRA ADIPERKASA TBK PT	株式	インドネシア	大規模小売り	3.93
10	HO CHI MINH CITY DEVELOPMENT JOINT STOCK COMMERCIAL BANK	株式	ベトナム	銀行	3.66

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	30.72
2	運送インフラ	11.48
3	情報技術サービス	9.73
4	コングロマリット	8.88
5	不動産管理・開発	7.40

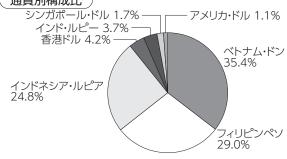
(国·地域別構成比)



※国・地域別構成比の比率(%)は、組入有価証券評価額に対する割合です。 ※ETFについては、実質的な投資国に分類しています。

※株式と同等の投資成果を得られると判断する有価証券は投資国、また株式は発行 国で分類しています。

通貨別構成比



※通貨別構成比の比率(%)は、組入有価証券評価額に対する割合です。

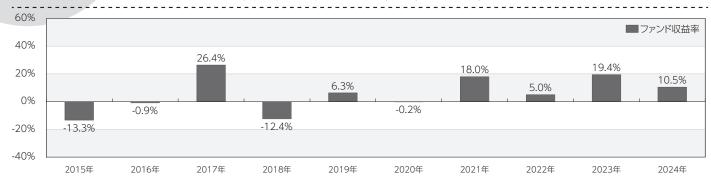
[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



データの基準日:2024年5月31日

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。 ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続•手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1□=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 ※申込締切時間は2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間 は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	2024年8月16日から2025年2月14日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 •ベトナムの証券取引所の休業日 •インドネシアの証券取引所の休業日 •フィリピンの証券取引所の休業日 •フィリピンの証券取引所の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2007年4月27日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還)することがあります。 ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用 対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱 いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続·手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

■ファントの費用						
投資者が直接的に負担する費用						
購入時手数料	購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。					
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.5%</u> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。					
投資者が信託財産で間接	的に負担する費用					
運用管理費用(信託報酬)	信託報酬=運用期間中の基準 ※運用管理費用(信託報酬)は 6ヵ月終了日(休業日の場合 支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)の	※運用管理費用(信託報酬)の配分は、各販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 各販売会社の取扱純資産額 委託会社 販売会社 受託会社				
	150億円超の部分	年率0.70%	年率0.90%	年率0.10%		
	主な役務	信託財産の運用、目 論見書等各種書類 の作成、基準価額の 算出等の対価	購入後の情報提供、 交付運用報告書等 各種書類の送付、口 座内でのファンドの 管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前					

[※]上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

に料率・上限額等を示すことができません。



手続・手数料等

■税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金(解 約)時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

[※]少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は2024年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税 務専門家等にご確認されることをお勧めします。

… (参考情報)ファンドの総経費率 ……

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.99%	1.87%	0.12%
		/ · — · · · · · · · · · · · · · · · ·

(表示桁数未満を四捨五入)

- ※対象期間:2023年5月16日~2024年5月15日
- ※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
- ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。